

平成 29年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 3月 2日 (木)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 3月 2日 (木) 10時 00分
散 会	平成 29年 3月 2日 (木) 11時 37分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野 良二 2番 田口 譲司 3番 横山 善美 4番 山本 一洋 5番 奥村 忠義 6番 木村 博文 7番 石丸 時次郎 8番 栗野 光雄 9番 山本 久矢 10番 川上 康男 11番 福本 秀昭 12番 梅田 美代子 13番 一木 哲美 14番 河内 直子 15番 田中 政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭 喜久巳 副町長 中野 高文 教 育 長 大雄 信英 総務課長 入江 哲生 企 画 課 長 岩下 定徳 財政課長 藤本 英明 税 務 課 長 美根 勉 住民課長 大武 一幸 健 康 課 長 神本 浩美 環境防災課長 林 浩嗣 建 設 課 長 原口 博文 都市計画課長 重信 英志 農林商工課長 近藤 亮太 上下水道課長 川波 剛 福 祉 課 長 久家 和文 こども課長 亀田 美香 教 育 課 長 森部 純一 生涯学習課長 松尾 和彦
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛 俊一 議会事務局主査 石橋 さやか

議 事 録

平成29年第1回定例会

[初 日]

平成29年3月2日（木）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 議会の開会にあたり、町民憲章の朗読をいたしますので、ご起立のうえよろしくお願ひします。 本文のみ読み上げます。 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成29年第1回筑前町議会定例会を開会します。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番 一木哲美議員及び14番 河内直子議員を、指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日3月2日から17日までの16日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から3月17日までの16日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成29年第1回の定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 私にとりまして町長2期目の最後の定例会であります。この4年間は合併効果の検証を踏まえ、新たな人口問題を柱とする地方創生への移行期であったと思います。合併10年間の検証や思いにつきましては、2年前の筑前町合併10周年記念式典時のあいさつと広報で、また2期目の4年間の総括については、昨年12月の定例会の一般質問で述べさせていただきました。 本定例会は骨格予算であり今後の施策を述べることは次期執行権者に託し、この場では住民の皆様と議員各位に4年間のお礼を述べさせていただきます。 真摯な議論から生まれた筑前町の前進、町の未来を共有できましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。 また、執行部におきましても重要課題解決に精励した副町長、教育に新風を吹き込んだ教育長、そして何よりも管理職を始め、優秀な職員の努力に恵まれ、多くの住民の方々と町づくりが推進できたことを心から感謝し誇りに思います。ありがとうございます。

	いました。 それでは、本日提案します議案等26件の説明を申し上げます。 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成29年6月30日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の意見を求めるものです。 同意第1号 筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成29年3月31日をもって任期満了となるので、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。 議案第2号 訴えの提起につきましては、滞納町税を徴収するため、相手方に対しその支払いを求めたが、期日までに納付がないため、訴えを提起する必要があるので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第3号 曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回変更基本協定の變更につきましては、福岡県と締結した曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回基本協定について、工事費及び費用負担額並びに協定の期間を変更する必要があるため、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第4号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第5号 町道の路線廃止につきましても、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第6号 町道の路線変更につきましても、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第7号 筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、筑前町職員の育児休業等に関する条例についても適用しようとするため、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第8号 筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町固定資産評価審査委員会における委員の報酬變更に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第9号 筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。 議案第10号 筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、浦山ため池整備事業を実施するにあたり関係受益者に対する負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第11号 筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町立大刀洗平和記念館の増築に伴う入館料改定のため、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第12号 筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県南広域水道企業団構成団体の計画水量變更に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものです。 議案第13号 平成28年度筑前町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正額3,050万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ137億
--	---

	4,747万3,000円とするものです。 事業精査により減額補正する主なものは、 ・園芸の生産振興事務 4,301万7,000円減 ・福岡県介護保険広域連合事業 4,041万9,000円減 ・水道創設事業出資金 2,780万円減 などで、増額補正する主なものは、 ・弁当工房新築施設整備 2億89万5,000円 ・国保特別会計繰出金 1億60万円 などを追加するものです。 議案第14号 平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正額6,843万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ42億2,426万9,000円とするものです。 議案第15号 平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額199万円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億6,771万8,000円とするものです。 議案第16号 平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正額1,260万円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12億4,389万3,000円とするものです。 議案第17号 平成28年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を3,100万円追加し、4億3,223万1,000円とし、収益的支出の予定額を819万9,000円減額し、4億3,914万6,000円とするものです。また、資本的収入の予定額を9,350万円減額し、1億8,915万1,000円とし、資本的支出の予定額を8,780万円減額し、2億6,195万円とするものです。 次に、議案第18号から議案第25号までの平成29年度筑前町一般会計予算をはじめとする8会計の予算編成方針について概要を説明いたします。 平成28年度の日本の経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いています。ただし、年度前半には海外経済で弱さが見られたほか、国内経済についても個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっています。 このような中で政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため「未来への投資を実現する経済対策」を取りまとめました。雇用・所得環境が改善する中、この経済対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれています。 こうした情勢のもと国の予算編成においては、東日本大震災、熊本地震をはじめ各地の災害からの復興を着実に進めるとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するものとされています。 本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において、現状では健全性を保っているところですが、町営住宅整備、少子・高齢化対策、農業振興対策など本町が取り組むべき課題は多く、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないこと、普通交付税の合併算定替の特例期間が終了し、平成27年度から段階的な削減が始まるなど、本町の財政を取り巻く状況は、依然として厳しいことには変わりありません。 このような本町情勢の下、平成29年度当初予算については、町長選挙が4月に執行されることから骨格予算編成とし、政策的経費の予算計上は避け、継続的事業、人件費等経常的経費を計上するとともに、限られた財源・限られた人員配置の中で、経
--	--

	費節減に努めた予算編成としています。 議案第18号 平成29年度一般会計予算については、予算総額110億605万2,000円、前年度比16.8%の減で、22億2,002万4,000円の減額となっています。 歳入につきましては、町税が前年度から3.7%増、1億487万9,000円の増額となり、当初予算額としては2年ぶりの増収見込みの計上となっています。 財源構成については、自主財源が41億1,038万4,000円で、総予算の37.3%、依存財源が68億9,566万8,000円で、総予算の62.7%の構成となります。自主財源は、主に各事業実施のための基金繰入金や財産収入の減などにより前年度から27.1%の減、依存財源は、主に町債、国庫支出金、県支出金の減などにより前年度から9.1%の減となっています。また、一般財源額は、81億2,571万円となり、前年度から3.7%の減となっています。 歳出につきましては、民間保育所が1つ増設されたことによる保育所等運営委託料の増や各種福祉事業などに増加がみられることから、扶助費が前年度比11.2%の増となっています。 その一方で、人件費が1.2%の減、前年度実施の町債の繰上償還が、平成29年度は予定がないこと等により公債費が21.0%の減となったことから、義務的経費は前年度比4.0%の減となっています。 投資的経費は、骨格予算編成であるため、主に継続的事業の計上としていることから、前年度比75.3%の減となっています。また、前年度限りの事業であった、民間保育所創設のための補助金、企業誘致のための工業用地造成事業特別会計操出金、工業用地売却益の積立金が減となることなどから、それぞれ前年度から、補助費等が8.6%の減、操出金が15.5%の減、積立金が87.9%の減となります。このほか、県南水道企業団への出資金について、計画基本水量の見直しによる減額があることから、投資及び出資、貸付金が前年度比38.1%の減となったことなどにより、その他の経費は前年度比16.2%の減となっています。 議案第19号 平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額39億8,241万1,000円、前年比1.71%減、6,945万4,000円の減額となっています。歳出の主なものは、保険給付費23億3,008万3,000円です。 議案第20号 平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額3億6,950万円、前年比11.0%増、3,664万8,000円の増額となっています。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億6,568万8,000円です。 議案第21号 平成29年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額872万4,000円、前年比2.4%の減で、21万3,000円の減額となっています。 議案第22号 平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額1億6,270万5,000円、前年比3.2%の減で、545万4,000円の減額となっています。 議案第23号 平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額12億5,196万4,000円、前年比1.2%の減で、1,531万2,000円の減額となっています。歳出の主なものは、総務費3億7,705万2,000円、事業費1億748万1,000円、公債費7億6,243万1,000円などです。 議案第24号 平成29年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入4億1,719万円、収益的支出4億4,566万3,000円、資本的収入2億1,88
--	---

	8万1,000円、及び資本的支出2億9,776万3,000円の予定額となっております。 議案第25号 平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額319万5,000円、前年比2億9,260万7,000円の減額となっております。 なお、議案第18号から議案第25号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分にご審議を賜りたいと存じます。 また、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願い致します。 以上、開会にあたりましての挨拶と議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	おはようございます。 議案書の3ページをお願いします。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 和田秀哉 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町当所 提案理由、人権擁護委員の和田秀哉氏が、平成29年6月30日をもって任期満了となるので、再任のため候補者として推薦しようとするものでございます。 和田秀哉氏の経歴につきましては、別途配布をさせていただいています参考資料、1ページに経歴書を記載しておりますのでご確認をお願いいたします。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第1号は、推薦者を適任であることに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任であることに決定しました。
日程第5	

議 長	日程第5 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書の4ページになります。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。 本日提出、町長名です。 氏名 井手江美 生年月日 住所 福岡県福津市西福間です。 提案理由、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である上田一正氏が、平成29年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として選任しようとするものでございます。 今回提案する井手江美氏の経歴につきましては、別添の資料を参考にさせていただきたいと思います。 なお、今回から専門職の方を選任しております。地方税法の中でこの委員については、市町村の住民あるいは市町村税の納税義務者がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというふうになっております。不動産鑑定士協会のほうに推薦をお願いし、その推薦を受けた方でございます。以上です。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	今、固定資産評価委員は、地方税法とか住民とか学識経験者ということでしたが、上田氏が再任されなかった理由と、町内に適任者はいなかったのか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	まず、上田氏につきましては、2期6年委員をされております。本人の意思もありまして、もう再任はされないという本人の意思でございます。 それから、今回、不動産鑑定士協会のほうにお願いしてですね、推薦していただいたんですけども、やはり固定資産の審査ということで、より専門性とですね、客観的な町外の方という、そういった面からですね、しっかりと審査をしていただくということもありまして、それから近隣の市町村等でもですね、多くのところがそういった専門の方に入っていて、委員になっていただいているというような状況もございまして、今回そういう協会のほうに推薦をお願いして、推薦していただいたということでございます。
議 長	河内議員
河内議員	福津市といたら結構距離があって遠いですよね。その交通費とかも入れるんですか。
議 長	総務課長
総務課長	当然交通費についてはですね、実費を支給することになります。 それから、この固定資産評価審査会の回数ですけども、評価替えが3年に1回でするので、評価替えがない年については、この委員会の開催は、これまで過去大体1回

	ということですので、旅費を支給することになった場合についても年に1回程度ということと考えております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第6～ 日程第21	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第6から日程第21までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第6 議案第2号から日程第21 議案第17号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、議案書の5ページをお開きください。 議案第2号「訴えの提起について」 滞納町税の徴収のために差し押さえた不当利得返還請求権の取立てについて、次のように訴えを提起するものとする。 本日付け、町長名でございます。 1 事件名 差押債権取立金請求事件 2 訴えの相手方 東京都中央区銀座四丁目12番15号 SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社 代表取締役 幸野良治 3 事件の内容 滞納町税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対しその支払いを求めるもの。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明されましたので省略をいたしますが、詳細な手続き内容につきましては、先日議員に配布いたしております資料などをご覧いただき、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、議案第2号、訴えの提起についての説明を終わります。
議 長	建設課長
建設課長	それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 議案第3号「曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回変更基本協定の変更について」

	平成27年6月29日付け第26号議案をもって議決された曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回変更基本協定の議決内容の一部を別添のように改める。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 基本協定の内容でございます。 1. 協定の目的 曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る、河川管理者「福岡県」と道路管理者「筑前町」の事業費負担を定めるものです。 2. 工事費及び費用負担額でございます。 変更前、工事費1億4,847万9,680円、町、県の負担とも7,242万9,340円です。町の負担としては、別途事務費が362万1,000円でございます。 変更後、工事費1億9,152万9,680円、4,305万円の増でございます。町、県の負担とも9,342万9,340円でございます。町負担としまして、別途事務費が467万1,000円です。 3. 協定の期間 変更前 平成26年9月22日から平成29年3月31日、変更後 平成26年9月22日から平成30年3月31日でございます。1年間の延長でございます。 協定の相手方、福岡県知事 小川洋。 事業費の増の主な理由としましては、この間の労務費及び資材費、諸経費等の増と工事内容の変更に伴うものでございます。 工期の延長につきましては、事業費の増に伴うものでございます。 参考としまして、工事箇所、工事概要は記載のとおりです。 続きまして、議案第4号、8ページでございます。 議案第4号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 今回認定をします路線は、9路線でございます。1410から1413につきましては、民間開発による寄附を受けたものでございます。ちなみに1412と1413は、弥永にできました老人ホーム 筑前梨ノ木城の関係でございます。 1414は、今回認定漏れが判明したものでございます。 1415につきましては、共有私道の寄附がなされたものでございます。 1416と1417は、先ほどの1414同様の、今回認定漏れが発覚されたものでございます。 1418につきましては、二区の公園整備に伴うものでございます。 続きまして、10ページをお願いいたします。 議案第5号「町道の路線廃止について」 別紙のとおり町道路線を廃止するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 廃止します路線は、1182、金町団地内線でございます。 理由としましては、現況はさくら公園になっておりますけれども、その際に廃止が漏
--	---

	れていたものでございます。廃止の内容は、表をご参照いただきたいと思います。 議案第6号「町道の路線変更について」 別紙のとおり町道路線を変更するものとする。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長の説明のとおりでございます。 13ページをお願いいたします。 変更します路線は、3路線でございます。 297、鐘木塚・古野線は、二区の運動公園の整備に伴うものでございます。変更の内容は記載のとおりでございます。 799、的場・宇都宮線につきましては、先ほど認定しました弥永の老人ホーム 梨ノ木城関係に伴うものでございます。変更の内容は記載のとおりでございます。 875、柿木団地線、これは、現在ゆりのき公園の中に残っていた一部を廃止し変更するものでございます。変更の内容は表に記載のとおりでございます。 なお、路線の認定、廃止、変更に伴う参考資料を別途配布をしておりますので、箇所等については、そちらをご参照いただきたいと思います。よろしくお願いします。
議 長	総務課長
総務課長	議案書の14ページです。 議案第7号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由は、町長の説明のとおりでございます。 15ページのほうをお開きください。 新旧対照表をご覧いただきたいと思います。 その改正の第2条の改正につきましては、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正や国家公務員に係る人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を整備するものでございます。 第2条の2につきましては、条の追加でございます。 法の改正に伴いまして、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するものであります。職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、それから里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって、養子の親となることを希望している子に拡大をすることを規定したものでございます。 16ページ、第2条の3、条の追加による繰り下げであります。それと表現の変更でございます。 第3条です。17ページになります。 法律の改正に伴いまして、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことによりまして、承認の取り消しの事由を追加するものでございます。 特別養子縁組の成立に係る家事審判事件が終了した場合、それから養子縁組が成立しないまま里親などの措置が解除された場合等が追加されるものでございます。 3号以下は、号の追加により繰り下げとなるものです。 第10条です。こちらは法の改正によりまして、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことにより、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情を拡大するもので、そのことをここに規定したものでございます。 3号以下につきましては、号の追加により繰り下げを行っているものでございま

	す。 第18条につきましては、法改正に伴いまして、介護時間を新設したことにより部分休業の承認時間を、介護時間を含めて2時間以内とするものでございます。 附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。 以上、提案いたします。 続きまして、19ページです。 議案第8号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 提案理由は、町長の提案理由の説明のとおりでございます。 20ページの対照表をご覧くださいと思います。 この委員の報酬につきましては、年額3万800円と現在定めております。しかしながら、地方税法におきまして、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議の出席日数に応じ手当を受けることができるというふうでございます。近隣市町村並びに県内類似団体等の比較、本町における各種委員会とのバランス、整合性、開催状況を考慮した結果、現状の年額3万800円を日額の5,000円に変更しようとするものでございます。 附則、この条例は、平成29年4月1日より施行する。ということで提案をさせていただきますと思います。
議 長	税務課長
税務課長	それでは、議案書の21ページをお開きください。 議案第9号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から冒頭に説明されましたので省略いたします。 次のページ、22ページをご覧ください。 今回の改正は、本則第36条の2から45ページの附則、全体24ページにわたっておりますが、その改正内容につきまして、追条ごと要点のみ簡潔に説明をさせていただきます。 第1条は、22ページの上段、第36条の2、町民税の申告でございますが、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称を変更する規定の整備であります。 次のページ、23ページの附則第7条の3の2は、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期間の延長で、平成31年6月30日を平成33年12月31日まで2年半、期限延長であります。 23ページから25ページまでの第2条は、平成28年改正附則第10条の2、わが町特例の新設、及び第10条の3、熱損失改修工事減額措置の延長に関する経過措置の規定であります。 25ページ中段以降の第3条の第1条では、12月条例改正に対する改正箇所、第18条の3、第19条について、環境性能割の導入時期変更に伴う規定の整備により軽自動車税から種別割への名称変更並びに、これに伴う規定の整備の削除であります。 26ページの34条の4の改正につきましては、法人割の税率を10.6%から8.4%へ改正する条文を削除し、元の10.6%に戻し、29ページ、第80条以下にお

	いては、環境性能割の規定を削除、次に３２ページの第８２条から３３ページの９１条については、軽自動車税から種別割への名称変更及び、これに伴う規定の整備の削除であります。 ３４ページ中、附則１５条の２から同条の６については環境性能割特例の削除、３５ページ中、附則１６条の改正については、軽自動車税のグリーン化特例経過を１年延長する所要の規定整備であります。 ３７ページの第１条の２は、前条におきまして１２月改正前に戻した条文に対しての新たな再改正で、３７ページ中第３４条の４法人税割の税率を１０．６％から８．４％と戻し、３７ページ中、１８条の３から４０ページ中、第８１条の９種別割の課税免除までは環境性能割の導入による法律改正にあわせて改正し、４０ページの下、第８２条から４２ページ、第９１条第２項においては、軽自動車税を種別割へ法律改正にあわせて名称を変更し、４２ページ上、附則第１５条の２から同ページ中、附則第１５条の６軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を法律改正にあわせて新設し、４３ページ、附則第１６条については、２項から４項の規定を削除するものであります。 同ページ中附則においては、今回改正の施行日を、第１号及び第３号で謳っており、さらに４４ページから４５ページにおいて、町民税及び軽自動車税に関する経過措置を第２条から第４条で謳っているところであります。 以上、第１条の本則、第３６条の２から第９１条まで、及び附則第１５条２から附則第４条を含めて、ほとんどが軽自動車税関連であります、３１条にわたり改正しているところであります。 最後となりましたが、この改正条例は、４５ページの下段、附則で謳っておりますように、平成２９年４月１日から施行するものであります。 詳細な改正内容につきましては、先日議員に配布いたしております筑前町税条例等の一部改正についての概要などをご覧いただき、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、議案第９号、筑前町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	議案書の４６ページをお願いいたします。 議案第１０号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 ４７ページをお願いいたします。 附則第１０項におきまして、平成２８年度施行の当所地区浦山ため池整備事業につきまして、受益者の負担率を１２％とし、負担軽減を図ろうとするものでございます。 附則につきまして、この条例につきましては、平成２９年１月１日から適用をしようとするものでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	企画課長
企画課長	議案第１１号でございます。議案書４８ページになります。 「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長冒頭の説明のとおりでございます。 ４９ページをお開きください。

	筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を次のように改正をするということでございます。 現行、別表にございます入館料でございますが、個人が、大人が現行で５００円、高校生４００円、それから小・中学生３００円。団体につきましてはそれぞれ１００円引いておりまして、１５名以上の団体につき大人４００円、高校生３００円、小・中学生２００円となっております。 この部分を改定をいたしまして、改正案のとおり、大人が個人で６００円、高校生５００円、小・中学生４００円、団体につきましてもそれぞれ１００円上げさせていただきまして、大人５００円、高校生４００円、小・中学生３００円とするものでございます。 附則でございます。 この条例は、平成２９年１０月１日から施行するということで、ＰＲ、周知期間等々考えて、この日からということに施行予定をしております。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは説明に入ります前に、たいへん申し訳ございませんが、誤字がございましたので、訂正をお願いしたいと思います。 議案書の５１ページをお開き願いたいと思います。 新旧対照表の現行の欄にあります給水量５,１４０立方メートルの立方のほうがですね、ここでは法律の「法」というふうになっておりますが、正しくは方角とか方針を示すの「方」でございまして、たいへん申し訳ございません。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。 それでは説明に入らせていただきます。 議案書の５０ページをお開きください。 議案第１２号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が説明しましたとおりでございます。 申し訳ございません、５１ページをお開きください。 筑前町水道事業の設置等に関する条例の第３条に、経営の基本が規定をされております。その第４項に、新旧対照表のような１日の最大給水量を定めております。 今回、福岡県南広域水道企業団を構成します団体から計画水量調整の要望がなされまして、本町における将来の最大給水量予測等を勘案しながら調整した結果、ここに示してあります従来の５,１４０立方メートルから４３０立方メートルを減じた４,７１０立方メートルになったところでございます。 なお、小石原川ダムの完成に伴います更なる調整が今後予測されるため、改正案では具体的な数量から、福岡県南広域水道企業団との協定書に定める量とするものでございます。 附則、この条例は、平成２９年４月１日から施行するものでございます。 以上で、筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の５２ページをお願いいたします。 議案第１３号でございます。 「平成２８年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」

	平成28年度筑前町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の平成28年度筑前町一般会計補正予算（第6号）をお願いいたします。 1ページをお願いいたします。 歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ総額に3,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ137億4,747万3,000円とするものでございます。 繰越明許につきましては、7ページをお願いいたします。 甘木線経営安定対策事務、弁当工房新築施設整備事業、それから通知カード・個人番号カード関連事務、それから経済対策臨時給付金、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業を、繰越しをするものでございます。 地方債につきましては、8ページをお願いいたします。 弁当工房新築施設整備事業の追加、それから甘木線経営安定対策の変更でございます。 それから一時借入金につきましては、年度内に繰替え運用をしております基金をです、ね、整理するための一時借入を行うということで、最高額を15億円とするものでございます。 11ページをお願いいたします。 歳入でございます。歳入の主なものを説明いたします。 11款地方交付税につきましては、特別交付税1,250万1,000円の増額補正でございます。 次のページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金として児童手当負担金、それから国民健康保険基盤安定負担金等の増によりまして、710万2,000円の増額補正となっております。 2項国庫補助金につきましては、2目総務費国庫補助金として地方創生拠点整備交付金9,995万円の増額によりまして、6,374万8,000円の増額補正となっております。 次のページでございます。 16款県支出金、1項県負担金につきましては、3目民生費県負担金として国民健康保険基盤安定負担金、それから保育所運営費負担金の増によりまして563万円の増額となっております。 2項県補助金につきましては、5目農林水産業費県補助金として事業実績によりまして農林水産業費補助6,792万1,000円の減額等によりまして、7,116万7,000円の減額補正となっております。 次のページをお願いいたします。 17款財産収入でございます。 2項財産売却収入につきましては、工業団地の売り払いによりまして1億1,778万4,000円の増額補正となっております。 18款寄附金につきましては、1項寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金800万円の増額補正でございます。 それから、19款繰入金、2項基金繰入金につきましては、繰越金を繰上償還に充当したことによりまして減債基金1億2,531万円の減額等によりまして、1億5,786万1,000円の減額補正となっております。 次のページでございます。 町債につきましては、地方創生拠点整備交付金に対する一般補助施設整備等事業債9,760万円の増額によりまして、5,930万円の増額補正となっておりますところで
--	---

	ございます。 続きまして、歳出のほうを説明いたします。 16ページをお願いいたします。 2款総務費、1項総務管理費でございます。 6目から17目につきましては基金積立金でございます。寄附金、土地建物売払収入、各種寄附金等の合計によりまして、8,263万8,000円の増でございます。 それから、19目企画費でございます。ふるさと応援寄附推進事業、甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金で365万2,000円の増額でございます。 19ページ、33目地方創生拠点整備でございます。弁当工房新築施設整備ということで、2億89万5,000円の増額補正でございます。 1項総務管理費につきましては、全体で2億5,517万3,000円の増額補正となっております。 20ページでございます。 民生費、1項社会福祉費でございます。 1目社会福祉総務費、操出金、国保特別会計操出金1億60万円の増、それから5目老人福祉費4,640万6,000円の減でございます。 22ページ、社会福祉費、1項社会福祉費につきましては、3,841万4,000円の増額補正となっております。 2項児童福祉費でございます。 23ページ、2目児童措置費、保育所運営委託料として1,092万1,000円の増額によりまして、2項福祉費につきましては、全体で345万7,000円の増額となっております。 4款衛生費でございます。24ページでございます。 5目環境衛生費、上水道事業出資金、県南広域水道企業団出資金3,660万円の減額等によりまして、1項保健衛生費5,867万7,000円の減額というふうになっておるところでございます。 それから、5款農林水産業費、1項でございます。 1項農業費、3目農業振興費、負担金及び交付金につきましては、7,300万6,000円の減額となっております。 1項農業費につきましては、合計で9,085万8,000円の減額補正となっております。 27ページをお願いいたします。 消防費でございます。消防費につきましては、1目常備消防広域消防特別負担金ということで2,630万9,000円の増額となっております。 1項消防費の合計で1,252万円の増額補正となっております。以上でございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の53ページをお願いします。 議案第14号「平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」 平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の国保会計補正予算（第4号）をお願いいたします。 1ページです。

	平成28年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,843万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,426万9,000円とする。 第2条、一時借入金の補正です。 一時借入金の借入れの最高額に4億5,000万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を5億円とする。 本日付け、町長名でございます。 一時借入金の補正につきましては、先ほどの一般会計における一時借入金の補正と同様に、国保会計におきましても一時借入の最高額を5億円に増額補正をするものでございます。 事項別明細書で説明をいたします。7ページをお願いします。 今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金の増額補正により、財源の組替えをしている歳出科目が多数ありますので、まず、歳入のほうから説明いたします。 1款の国民健康保険税は、決算見込みによる259万3,000円の減額補正です。 3款1項1目療養給付費負担金は、1億1,083万6,000円の減額でございますが、歳入不足額をこの科目で調整し予算編成しておりますけど、この後説明をいたします1億円の法定外の繰入れなどにより、予算の減額を行うものです。 4款療養給付費交付金は、決算見込みによる減額補正です。 5款前期高齢者交付金は、28年度交付額の確定による増額補正です。 支払基金の試算による当初予算よりも5,700万円ほど増額となります。 8ページ、7款の共同事業交付金は、県で実施をしている共同事業による交付金ですが、国保連合会の決算見込みにより減額補正をするものです。 9款1項1目一般会計繰入金ですが、1節と2節の保険基盤安定繰入金は、国保税軽減額と軽減者数に応じて繰り入れるものでありますが、当初見込みよりも軽減対象者が増えたことにより増額となったものです。 3節の職員給与等繰入金1,846万8,000円の増額補正につきましては、国保事務に要する人件費のみを一般会計から繰入れをしておりましたが、事務費についても繰入れをするものであります。 5節の財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責任ではない特別な事情によりまして国保運営が困難な場合に限り繰入れが認められているものでありますけど、28年度におきまして国が定めております繰入基準の率が大幅に引き上げられたことによりまして、当初予算よりも2,053万円の減額となったものです。 6節のその他一般会計繰入金は、赤字補填のための法定外繰入金です。 11款4項7目歳入欠かん補填収入は、前年度繰上充用金の財源として計上をしていたものですが、歳出額の確定により減額をするものです。 9ページからの歳出でありますけど、補正額が0の科目につきましては、繰入金等による財源の組替えとなっておりますので説明を省略いたします。 また、減額補正につきましても、額の確定及び決算見込みによるものでありますので、同様に説明を省略いたします。 1款1項1目一般管理費は、職員人件費の決算見込みによる減額と役務費の増額補正です。 第三者行為求償事務手数料は国保連合会の手数料でありますけど、第三者行為に係る医療費の額が当初見込みより大幅に増えたことによるものです。 ページが飛びますが、11ページをお願いいたします。 8款2項1目の疾病予防費は、はり・きゅう・マッサージ施術費補助金に不足が生
--	--

	じたことにより増額を行うものです。 10 款の利子につきましては、年度末に借入れを行います一時借入金の利子支払いに不足する額を増額補正するものです。 12 ページ、11 款償還金は、過年度超過交付金の返還金です。 以上が補正予算の内容でございますけど、現時点での国保会計の決算見込みにつきましては、2 カ月分の医療費の支払いが残っており見込みが難しいところもありますけど、1 億円の法定外繰入金を繰り入れた場合でも単年度収支が 1,000 万円から 2,000 万円の赤字となり、前年度繰上充用金、約 2 億 4,800 万円の赤字額の繰越しもございますので、28 年度末で 2 億 6,000 万円前後の赤字となる見込みをしているところでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案書の 54 ページをお願いいたします。 議案第 15 号「平成 28 年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について」 平成 28 年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。 本日付け提出、町長名でございます。 申し訳ございませんが、別冊の筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第 3 号）をお願いしたいと思います。 それでは説明に入らせていただきます。 1 ページ目をお開きください。 平成 28 年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 199 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,771 万 8,000 円とするということでございます。 7 ページをお開きください。 事項別明細書の説明をいたします。 まず、最初に歳出についてでございます。 1 款 1 項 1 目農業集落排水施設管理費、11 節需用費でございます。150 万円の減です。需用費のうち修繕料の執行残、及び光熱水費の決算見込みにより減額するものでございます。 13 節委託料、36 万 3,000 円の減でございます。委託料のうち浄化センターの管理委託料、及び管路巡視点検・清掃委託料の確定により減額するものでございます。 続きまして、14 節使用料及び賃借料でございます。13 万 4,000 円の減でございます。異常気象や災害等における緊急時の対応として機材リース等を想定し予算計上しておりましたけれども、利用見込みがないと判断いたしまして、減額するものでございます。 2 目基金費、25 節積立金、7,000 円の増です。基金の利子が増加したために、基金利子積立金を増額するものでございます。 6 ページに戻ります。 次に、歳入でございます。 3 款 1 項 1 目利子及び配当金、7,000 円の増です。基金利子の増によるものでございます。 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、217 万 1,000 円の減でございます。先ほど申し

	上げました需用費及び委託料の歳出節減に伴いまして、発生しました節減分を繰入金で調整することによる減でございます。 5款1項1目繰越金、17万4,000円の増でございます。 以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。 続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。 議案第16号「平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」 平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。 本日付け提出で、町長名でございます。 別冊の筑前町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）をお願いいたします。 それでは説明に入らせていただきます。 1ページをお開きください。 平成28年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,389万3,000円とする。 7ページをお開き願います。 事項別明細書の説明をいたします。 歳出でございます。 1款1項1目公共下水道施設管理費、11節需用費、652万2,000円の減でございます。需用費のうち消耗品費の量水器定期交換及び新規購入減に伴うもの、処理場の消耗品費の薬品購入等につきましては在庫調整等によるもの、及び光熱水費の決算見込みにより減額するものでございます。 13節委託料、280万円の減でございます。委託料のうち水質検査委託料の減に伴うもの、脱水汚泥処分業務委託や脱水汚泥運搬委託については処分量減に伴うもの、管路巡視点検・清掃委託料、及び企業会計移行支援業務委託料の確定により減額をするものでございます。 19節負担金補助及び交付金、190万円の減でございます。負担金のうち夜須工区流域維持管理負担金につきましては、当初計画より処分量の減少が見込まれるため減額をするものでございます。 2目基金費、25節積立金、2万2,000円の増でございます。基金利子の増加したため基金利子積立金を増額するものでございます。 2款1項1目公共下水道施設整備費、13節委託料、100万円の減でございます。委託料のうち下水道BCP計画策定業務委託料、及び認可変更業務委託料が確定することに伴います減額でございます。 19節負担金補助及び交付金、40万円の減でございます。負担金のうち夜須工区流域下水道建設負担金につきましては、県が実施しております朝日中継ポンプ等耐震化工事等の事業内容を一部見直すことになりまして、全体事業費が減少したことにより、それに係ります負担金が減額になるものでございます。 6ページをお願いいたします。 次に歳入でございます。 3款1項1目公共下水道事業費補助金、270万円の減でございます。当初予定しておりました補助金に対しまして、補助の割当額が減少したことに伴います減でございます。 5款1項1目利子及び配当金2万2,000円の増でございます。基金利子の増によ
--	--

	るものでございます。 6款1項1目一般会計繰入金、1,096万円の減でございます。先ほども申し上げましたけれども、需用費、委託料及び負担金の歳出の減に伴い発生しました節減分を、また不用額分を繰上金で調整することによる減でございます。 7款1項1目繰越金、103万8,000円の増でございます。 以上で、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。 続きまして、議案書の56ページをお願いいたします。 議案第17号「平成28年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成28年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付け提出、町長名でございます。 別冊の筑前町水道事業会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。 1ページをお開きください。 第1条、平成28年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成28年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予算額を次のとおり補正する。 収入の部でございます。 収益的収入、3,100万円を増額補正しまして、4億3,223万1,000円とする。 支出の部でございます。 収益的支出、819万9,000円を減額補正しまして、4億3,914万6,000円といたします。 第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。 科目、職員給与費、715万1,000円を減額補正しまして、5,849万3,000円とする。 2ページをお願いいたします。 第4条、平成28年度筑前町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の額を次のとおり補正する。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,279万9,000円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,279万9,000円で補填するものといたします。 収入の部でございます。 資本的収入、9,350万円を減額補正しまして、1億8,915万1,000円とします。 支出の部、資本的支出8,780万円を減額補正し、2億6,195万円といたします。 補正の内容について、説明をいたします。 平成28年度水道事業会計補正予算（第2号）付属資料、書類がこの後に、13ページ目に記載されておりますのでお開き願います。 まず、最初に、収益的収入及び支出でございます。 収入の部、1款1項1目給水収益、水道料金に係るものでございまして、1,700万円の増額補正でございます。 増額の内容は、水道利用者の増によるもので、当初予定より280戸増加したためでございます。 3目その他営業収益、加入金、1,500万円の増額補正でございます。新規加入の増によるものでございます。 1款2項3目消費税還付金、100万円の減額補正でございます。これにつきます
--	---

	ては、決算見込みによるものでございます。 14ページをお願いいたします。 支出の部、1款1項3目総係費、給料でございます。282万4,000円の減額、同じく手当、195万2,000円の減額。 15ページをお開きください。 同じく総係費の法定福利費、237万5,000円の減額補正でございます。いずれも決算見込みによるものでございます。 報償費、10万2,000円の減額補正でございます。今回不用となりましたので、全額を補正するものでございます。 負担金、15万の減額補正でございます。これにつきましても決算見込みによるものでございます。 16ページをお願いいたします。 1款2項1目企業債利息、79万6,000円の減額補正でございます。額の確定によるものでございます。 17ページをお開きください。 資本的収入及び支出でございます。 収入の部、1款1項1目企業債、3,680万円の減額補正でございます。水道創設事業の交付金の割り当てが例年になく厳しい状況でございまして、当初予定よりも相当低く抑えられた割当額になりました関係で、当初要望額から減額されたことによるものでございます。 1款2項1目出資金2,780万円の減額補正でございます。これは、先ほど申し上げました水道創設事業の減に伴うものでございます。 1款3項1目国庫補助金、2,775万の減額補正、これは、先ほどと同様でございます。 1款5項1目他会計負担金、115万円の減額補正でございます。先ほどから申し上げておりますように、水道創設事業の交付金の割り当てが減になりました関係で、予定をしておりました消火栓設置数の減によるものでございます。 18ページをお願いいたします。 支出の部でございます。 1款1項1目施設整備費、工事費、8,510万円の減額補正でございます。先ほどから申し上げておりますように、交付金の割当額減に伴うものでございます。 1款1項2目事務費、使用料、10万円の減額補正です。決算見込みによるものです。 1款1項3目営業設備費、量水器、260万円の減額補正です。 量水器につきましては、法定耐用年数が定められておりまして、8年で交換をしないといけないという規定がございます。平成21年度に設置しましたメーターを交換する際のメーター交換用として新規購入したものでございます。 今回は相当数の量水器を購入するにあたりまして、大口購入ということもございまして、購入単価を低位に抑えることができました結果、減額するものでございます。 以上で、水道事業会計補正予算（第2号）の説明に代えさせていただきます。
議長	議案の説明が終わりました。
日程第22～ 日程第29	
議長	会議規則第35条の規定により、日程第22から日程第29までを一括議題とします。 お諮りします。

	一括議題とした日程第２２ 議案第１８号から日程第２９ 議案第２５号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、日程第２２ 議案第１８号から日程第２９ 議案第２５号までは一括議題として、全員でもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。 ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。 奥村議員
奥村議員	予算審査特別委員会の委員長に田中政浩副議長、副委員長に石丸時次郎総務建設委員長を推薦いたします。
議 長	ただ今、奥村忠義議員から発言がありましたように、委員長に田中政浩副議長、副委員長に石丸時次郎総務建設常任委員長ということでございます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、田中政浩副議長、予算審査特別委員長就任のごあいさつを演壇にてお願いします。 田中副議長
田中副議長	ただ今、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 わが国は、現在、急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済の活力が奪われるなど、厳しい状況にあります。 地方の創生と人口減少の克服は、国と地方が連携・協力をして、総力を挙げて取り組むべき大きな課題であり、今、地方が自ら考え責任をもって戦略を推進する取り組みが待ったなしで求められています。我々筑前町議会としても真正面からこの課題に取り組む覚悟でございます。 平成２９年度当初予算は骨格予算であります。適正・適切な予算であるか、十分に論議を重ねたいと思います。 限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営できますよう議員各位のご理解とご協力をお願いいたして、委員長就任のあいさつとします。
日程第３０	
議 長	日程第３０ 請願第１号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願」について、お手元にお配りしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は全部終了しました。 河内議員
河内議員	いただいた議案書の中に、一番最後、筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算があるんですが、議案にもあがっていないし説明もなかったもので、説明を求めます。
議 長	これについては、事務局のほうですね、この議案については執行部のほうから、後で、出さないということで報告を受けておりましたけれども、それを外しておりませんでしたので、この議会事務局のほうですね、ちょっと削除してなかったという点につ

	いて、報告してお詫びをしたいと思います。 執行部のほうから先に聞いておりましたので、申し訳ありませんでした。
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会いたします。 お疲れさまでございました。 (1 1 : 3 7)